

平成 30 年度（2018 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公 法

C 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 4 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

## 平成 30 年度（2018 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 以下の文章は、いわゆる立川反戦ビラ事件にかんする最高裁判所平成 20 年 4 月 11 日第二小法廷判決（刑集 62 巻 5 号 1217 頁）からの抜粋である。これを読んで、あとの〔問い〕に答えなさい。

「確かに、表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならない。被告人らによるその政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使とすることができる。しかしながら、憲法 21 条 1 項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されないというべきである。本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために『人の看守する邸宅』に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われているところ、本件で被告人らが立ち入った場所は、防衛庁の職員及びその家族が私生活を営む場所である集合住宅の共用部分及びその敷地であり、自衛隊・防衛庁当局がそのような場所として管理していたもので、一般に人が自由に出入りすることのできる場所ではない。たとえ表現の自由の行使のためとはいえ、このような場所に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私生活を営む者の私生活の平穏を侵害するものといわざるを得ない。したがって、本件被告人らの行為をもって刑法 130 条前段の罪に問うことは、憲法 21 条 1 項に違反するものではない。」

〔問い〕 本件において、ビラ配布に対して刑法 130 条前段を適用することは、表現の自由に対するどのような性質の規制であるかを考察し、本判決について論評しなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの〔問1〕〔問2〕に答えなさい。

Xは、25階建て、高さ75メートルの超高層マンション（以下「本件マンション」）の新築を計画し、Y市の建築主事に対し、建築基準法6条1項の確認の申請をした（以下「本件申請」）。Xの計画を知った近隣住民は、猛烈な反対運動を展開し、Xとの間に激しい衝突が生じた。本件マンションは現行の建築基準関係規定には適合するものであったが、Xと近隣住民の間の紛争を調整するため、Y市は、Xと近隣住民の交渉を仲介するとともに、Xに対し、マンションの規模を縮小するよう建築計画の変更を求める行政指導を行い、その間、Xの建築確認申請に対して、応答を留保することにした。

〔問1〕建築基準法所定の応答期間が経過しても、Y市の建築主事が、本件申請に対する応答を留保することは、許されるか、許されるとすれば、その限界はどこまでか、論じなさい。

〔問2〕Xの側から、本件申請に対してY市の建築主事が応答的処分をすべきことを求めるための訴訟手段として、行政事件訴訟法上どのようなものが考えられるか、述べなさい。

#### 【資料】

○ 建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（……）、……又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。（以下略）

2～3 （略）

4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合には、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に

適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5～7 (略)

8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の様替の工事は、することができない。

9 (略)

(罰則)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項……の規定に違反した者

二 第六条第八項……の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者

三～十六 (略)

2 (略)